

IR カジノの土地課題と債務負担行為 788 億円

昨日レポートしたように、国が IR カジノ計画を認可していないので、2023 年度予算案には昨年決まった IR 土地対策 788 億円の債務負担行為は計上されていない。昨年の審議経過を再度チェックしたが、どうも気になることがある。昨年 3 月 14 日の市会・財政総務委員会の川嶋委員の質疑を抜粋して紹介。

川嶋委員の質問に、森岡財政局総務部財政課長は、債務負担行為は地方自治法 214 条等に規定があり、歳出予算の金額、繰越明許費等の金額に含まれているものを除いて、将来にわたる債務を負担する行為で、予算の一部として議決を経て設定するもの。設定の時期については、契約の締結などにより、将来にわたる債務を負担する前に、あらかじめ予算で定める必要がある。

川嶋委員 債務負担行為は事業用定期借地権の設定のときではないか。その設定契約の締結には、市会の議決は要るのか。

寺尾大阪港湾局営業推進室販売促進課長(兼職除く) 港営事業は地方公営企業法の財務規定等を適用しており、同法 40 条により「条例又は議会の議決によるとことを要しない」と規定されていることから、市会の議決は要しない。

川嶋委員 今回の議決以降は IR に関して議会の議決はないということで、この債務負担行為というのは非常に重いものがある。国の認定も決まっていなく、事業用定期借地権契約の詳細が決まっていななかで、債務負担行為をすることになる。

浅井 IR 推進局企画課参事 土地課題の債務負担につきまして、本市としての負担が未決定の場合、区域整備計画に基づく IR 事業を遂行できるか不安定な状況に陥ることとなり、今後の事業進捗が困難となる。このことから、債務負担の設定を御承認いただいた上で、事業用定期借地権設定契約書の規定の詳細は、今後、整理することになる。

川嶋委員 事業用定期借地権の詳細は、また今後、整備するという前提、ここが分からないのに、この 788 億円というようなどんでもない金額の債務負担行為を、このタイミングでするのはどうなのか。地盤沈下というリスクもある。

浅井参事 地盤沈下については、長期的に一定の沈下量を見込んでいる。IR 施設建設に必要となる地盤沈下対策については、事業者において適切に実施する。また、市が使用した埋立柱材の原因により、通常の想定を著しく上回る大規模な地盤沈下や陥没が生じた場合、具体的には、埋立工事施工上の不備や瑕疵等による陥没や大規模沈下などを除いて、本市は費用負担を行わないことを前提に事業者と協議している。

昨年の市議会で詳細が不明なまま、2023 年度からの 10 年間で、788 億円の債務負担行為が議決された。議決後に締結された「基本合意」はいまだ公開されず、国の認可も下りていない。こうした事態に対し、市会として再度 IR について審議すべきでないか。

(2023 年 2 月 21 日)